



山形県公報

令和8年1月6日(火)

第669号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示

- 山形県資源管理方針の変更…………… (庄内総合支庁水産振興課) … 1
○するめいかに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更… (同) …同

告 示

山形県告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、山形県資源管理方針を別紙のとおり変更した。
なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和8年1月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により、するめいかに関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月末日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり変更した。
なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和8年1月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

令和8年1月6日印刷
令和8年1月6日発行

発行所 山形県
発行人 山形県